

令和4年3月18日

不動産関係団体の長 殿

- (公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、
感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月24日から3月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、18都道府県に適用されているまん延防止等重点措置が3月21日に全面解除されることや、県内感染状況や学校及び保育施設を取り巻く状況を踏まえ、学校や保育所、認定こども園、幼稚園等における「新山梨方式」を終了し、濃厚接触者の候補者リストを作成し保健所に提供して検査を実施する方法に移行することに伴い、3月18日をもって一部改訂（適用日は3月22日）しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
県土整備部
建築住宅課企画担当
TEL：055-223-1730